



## 「新元号“令和”の始まりにあたって」

一般社団法人 青森県薬剤師会  
会長 木村 隆次

元号が平成から令和へと変わりこれと共に日本の薬剤師に求められていることが大きく変わっていきます。今国会において医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する効率等の一部を改正する法律案が上程されております。今国会での可決成立は、無理な状況と聞いておりますが秋の臨時国会では可決成立されるでしょう。

国民から見たとき薬局機能がわかりにくいという指摘があり、この法案が可決成立後 2 年目には特定の機能を有する薬局の知事認定制度（名称独占）が始まります。

患者が自身に適した薬局を選択できるよう、

○入退院時の医療機関等との情報連携や在宅医療などで他医療提供施設（医師、看護師、ケアマネジャー等）と情報連携、地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（地域連携薬局）【6条の2】

○がんなどの専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局（専門医療機関連携薬局）【6条の3】

について、都道府県知事の認定により上記の名称表示ができるようになります。つまりこの表示がされない薬局は地域住民から選択されないようになるでしょう。

当会としては、専門医療機関連携薬局以外の全ての薬局が地域連携薬局に認定されるために『まちかどセルフチェック「健康介護まちかど相談薬局」』をより充実させていきます。

また「あおもりメディカルネット」という県内の複数の医療機関で ICT（情報通信技術）を活用した患者さんの診療情報を共有するネットワークシステムがあります。

高度医療や専門的な医療を提供する地域の中核的な病院（情報提供機関）とかかりつけの診療所等（閲覧機関）が、役割分担と相互連携を図り、患者さんの診療情報を共有することで、地域全体で切れ目のない質の高い医療サービスを提供することができます。これに上記の二つの薬局が参画して参加医療機関の疾患名、検査データなど医療情報を活用した薬剤管理を進めます。

法改正により、もうひとつ薬剤師の業務強化があります。薬剤師が調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う義務【9条の3】、薬局薬剤師が、患者の薬剤の使用に関する情報を他医療提供施設の医師等に提供する努力義務【1条の5】です。

以上のように住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするた

めの薬剤師・薬局の在り方の見直しがあります。

薬剤師は、住民・患者から信頼されて選ばれる「かかりつけ」としての機能と役割を充実・強化し、市町村において日常生活圏域で構築される「地域包括ケアシステム」の一翼を担い、期待される役割を果していかなければなりません。

地域住民、保険調剤を通じて来局する患者、入院中の患者と薬剤師との距離を縮めること、患者からの信頼を得ることを念頭において、医薬品の一元的・継続的な薬学的管理・指導と医薬品などの供給と地域包括ケアシステムの中で地域住民の相談役として役割を担う、かかりつけ薬剤師・薬局の普及を図るとともに、患者の医療安全確保のため、薬局薬剤師と病院（診療所）薬剤師の連携を一層推進してまいります。